

庄原市東城まちなか交流施設「えびす」市民交流事業業務委託 仕様書

1. 施設の概要

(1) 名称 庄原市東城まちなか交流施設 (えびす)

(2) 所在地 庄原市東城町東城250番地5

(3) 施設の概要

ア 建設年度 平成21年度 (運営開始 平成22年4月)

イ 敷地面積 650㎡

ウ 施設内容

施設名	規模等
主屋	木造2階建 延床面積 177.18㎡ ・主屋1階 107.55㎡ インフォメーションスペース、休憩スペース、 ギャラリースペース ・主屋2階 69.63㎡ 多目的研修室 2室
蔵	木造平屋建 延床面積 98.27㎡ 客席等
イベント スペース	ステージ他 134.3㎡
トイレ棟	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 23.34㎡
駐車場	5台 (内身障者用1台) 181.96㎡

2. 開館時間

主屋1階 午前9時から午後6時まで

前記以外の施設 午前9時から午後10時まで

3. 休館日

毎週木曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

4. 業務委託期間

平成29年6月1日から平成30年3月31日まで (10ヶ月間)

5. 業務の基本的な考え方

東城まちなか交流施設「えびす」は、地域資源を活用して市民に交流や憩いの場を提供し、市街地における賑わいを創出すると共に、市民主体のまちづくりを

進める活動拠点として、市の活性化に資することを目的としている。

この目的を達成するために、施設の管理運営等を委託するものである。

6. 業務の内容

受託者が行う業務は、次のとおりとし、その業務区域は別紙区域図による。

なお、受託者は市の承認を得た上で、委託料の範囲内で業務の一部を他者に委託することができる。

(1) 施設及び付属設備の管理運営に関する業務

ア 開館・閉館及び鍵の管理

イ 施設及び敷地内の清掃

ウ 多目的研修室利用者対応業務（予約状況確認等）

エ 業務委託期間が終了した場合の引継ぎに関する業務

オ 休憩スペースとしての「蔵」の開設

※主屋や蔵を利用し有料で飲食や物品等を販売する場合は、庄原市公有財産管理規則に基づく手続きが必要です。

カ 施設管理状態を定期的に市へ報告

(2) 市民交流事業の企画・運営・広報に関する業務

ア 観光案内等、来客者の対応

イ 施設を活用した「にぎわい創造講座」の開催

・回数 年1回以上

・内容 講師を招いて、市民を対象にまちなかの賑わいを創出する講座を行う。

ウ 施設を活用したイベントや展示等の開催

・回数 2回以上

・内容 地域住民等と協働してイベントや企画展示等を行う。

エ 情報の発信

情報誌の発行や、インターネットを活用し、えびすや東城まちなかの情報、周辺観光情報等の発信を行う。

・情報紙の発行

発行回数 2回以上

・HPやフェイスブックを活用した情報発信

HPの定期的な更新を行う

7. 業務の体制

東城まちなか交流施設「えびす」市民交流事業を行っていく上で、委託料の範囲内で必要な人員を確保すること。

最低限必要な人員は、次のとおりとする。

時間	9：00～18：00
人員	常時1名以上

8. 経費等

市からの委託料をもって業務を行い、その支払は年2回とする。ただし、その支払時期は別に定める。

なお、業務の実施に伴い光熱水費等の次の経費は、予算の範囲内において市が負担する。

※市が負担する光熱水費等であっても、庄原市公有財産管理規則に基づく行政財産の目的外使用（物品販売等）にかかり発生する経費は受託者の負担とする。

・市が負担する経費

光熱水費（電気、上下水道、プロパンガス）、修繕料、通信運搬費（電話）手数料（コピー機使用、消防設備点検）、業務委託料（夜間警備業務、ごみ収集運搬業務）、借上げ料（コピー機、AED）

9. 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、庄原市まちなか交流施設設置及び管理条例(平成27年9月15日条例第29号)の規定及び関連法令等を遵守しなければならない。

10. 物品管理等

市の所有に属する物品は、庄原市物品管理規則に基づき適切に管理されなければならない。

受託者に貸与する備品については、別表1「備品貸与一覧」のとおりとする。

11. 情報管理

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び庄原市個人情報保護条例の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

また、本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

12. 業務開始後の取り扱い

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は委託を取り消すことができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

13. 疑義

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理等について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。

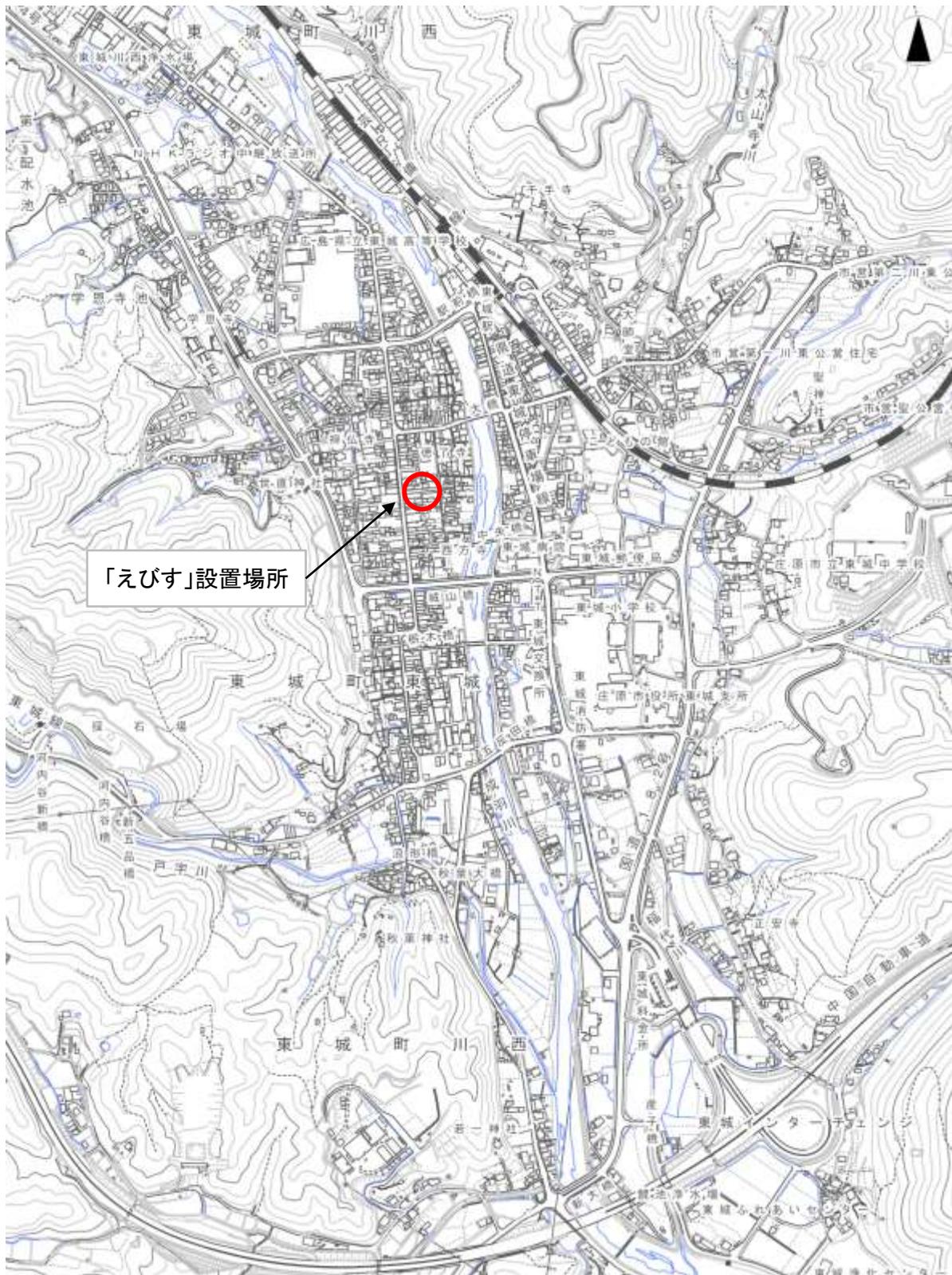
別表 1

備品貸与一覧

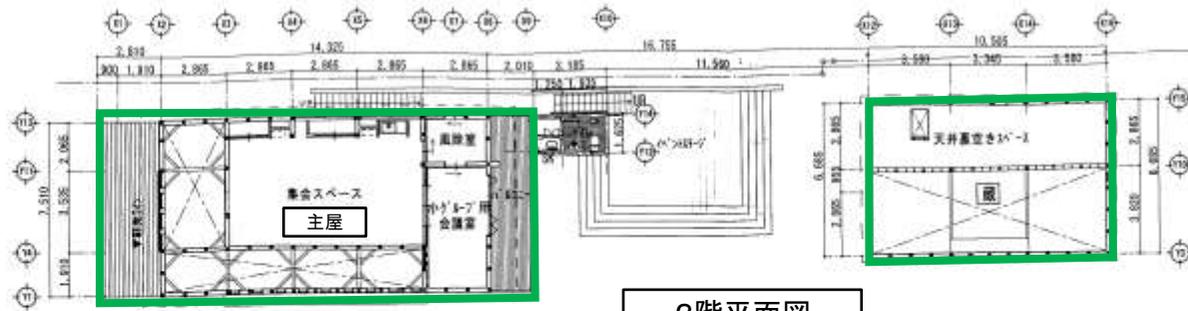
No	品名	規格・形状等	数量	保管場所
1	2人掛けソファ	W1,660×D770×H780	2	主屋
2	テーブル	W1,100×D600×H350	1	主屋
3	テーブル	W 580×D580×H425	1	主屋
4	テーブル	W1,800×D750	2	主屋
5	作業用チェア（丸椅子）	Φ 380×H405～525	2	主屋
6	チェア	W 570×D555×H675	2	主屋
7	ベンチ椅子（固定）	W1,700×D350×H420	1	主屋
8	パンフレットスタンド	W 794×D380×H1,640	1	主屋
9	ノートパソコン	EPSON Endeavor NY3200	1	主屋
10	複合機	ゼロックス DocuCentre-IV C2260	1	主屋
11	電話機	NYC-18IE-SD	4	主屋1階・主屋2階
12	テーブル	W1,800×D450×H700	12	主屋2階
13	スタッキングチェア	W 490×D540×H760	36	主屋2階
14	消火器	A B C 粉末10型	2	主屋
15	ベンチ	W1,800×D650×H745	2	中庭
16	食器戸棚		1	蔵
17	食卓テーブル		6	蔵
18	木製椅子		20	蔵
19	電磁調理器	HIH-55TDB	1	蔵
20	電気グリドル	FEFT90-2TS	1	蔵
21	電気グリドル架台		1	蔵
22	コーナーテーブル	HKT-66BL-A	1	蔵
23	調理台（引出付キャビネットテーブル）	HCT-126B-3D-A	1	蔵
24	テーブル型冷蔵庫	RT-150SNE	1	蔵
25	二槽シンク（ハックガード有）	H2S-156B-A	1	蔵
26	水切りテーブル（ハックガード有）	HMT-76B-A	1	蔵
27	製氷機	CA-60A	1	蔵
28	ステンレス吊戸棚 ステンレス戸	HBC-1830-6-A	1	蔵
29	冷凍庫		1	蔵

庄原市まちなか交流施設「えびす」市民交流事業

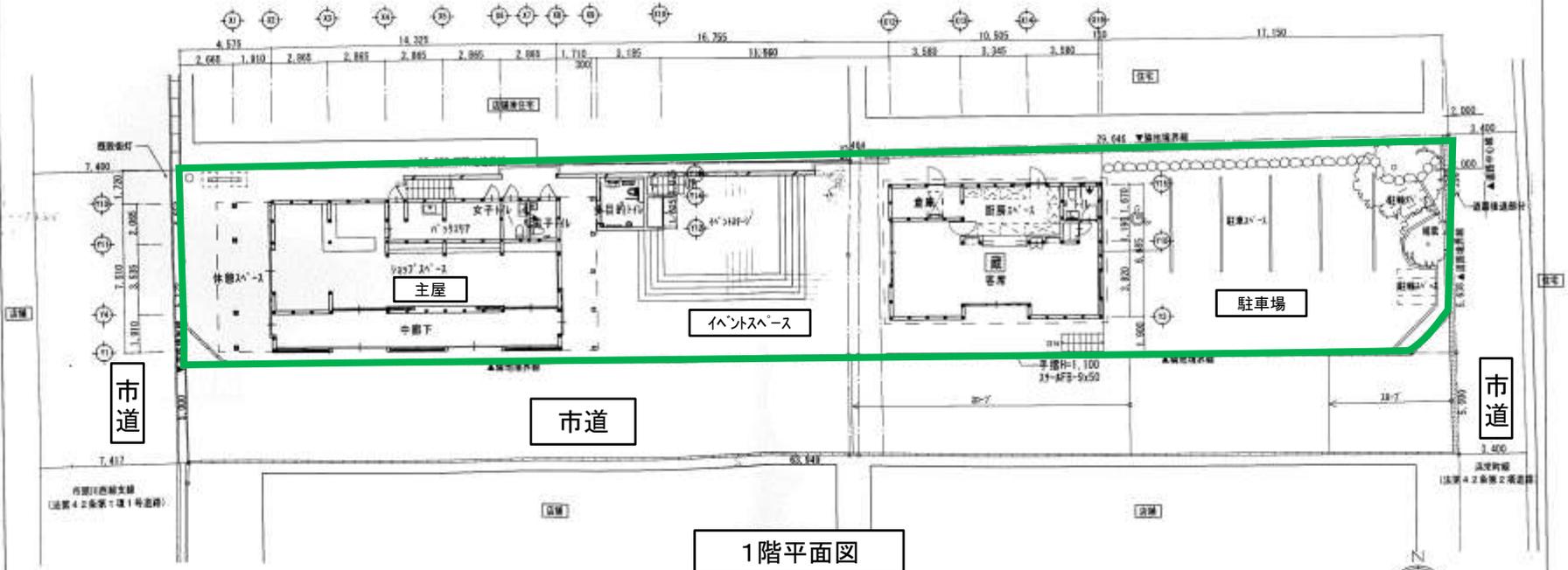
えびす設置 位置図



庄原市まちなか交流施設「えびす」市民交流事業 業務委託区域図



2階平面図



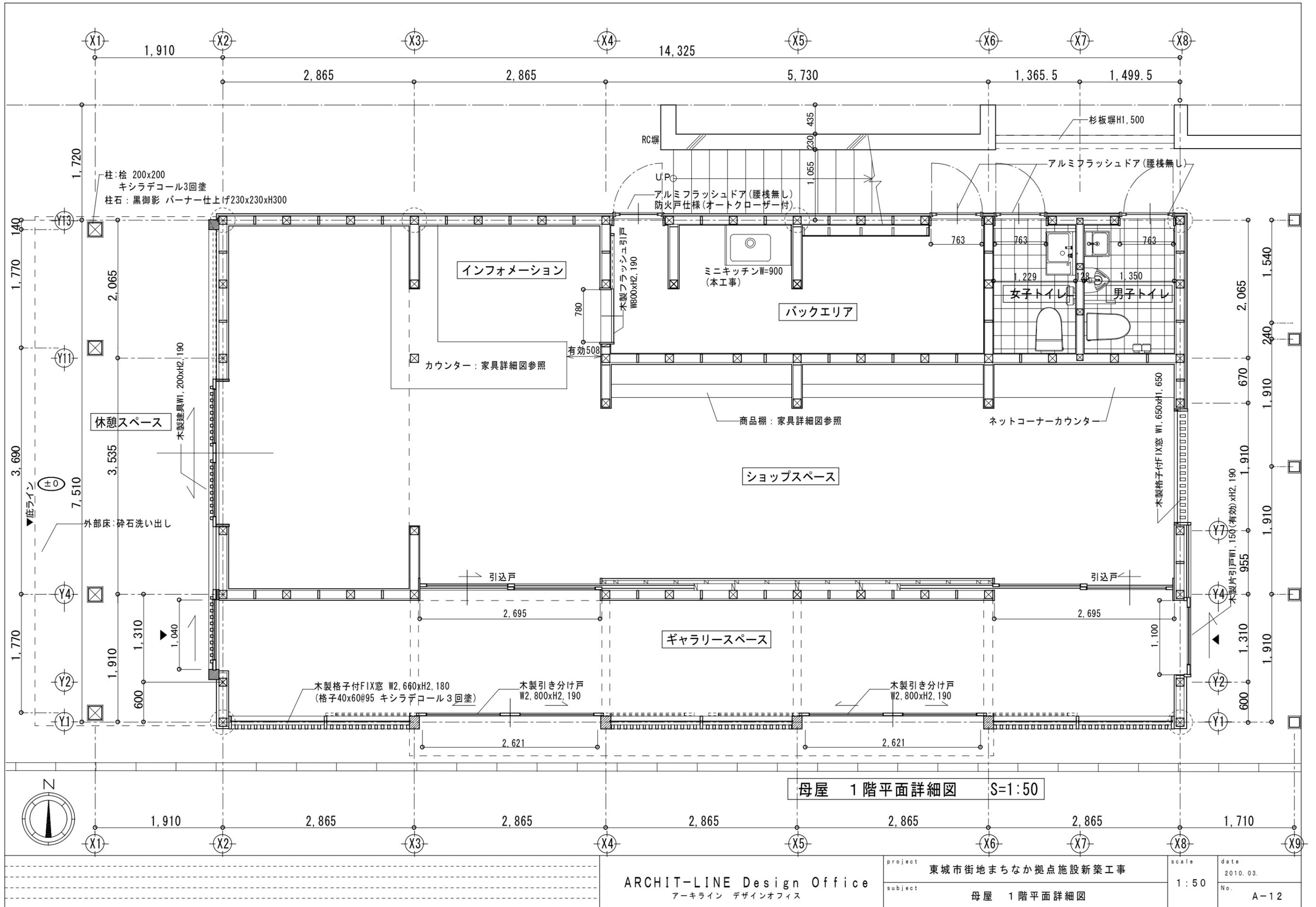
1階平面図

業務委託区域

市道

市道

市道

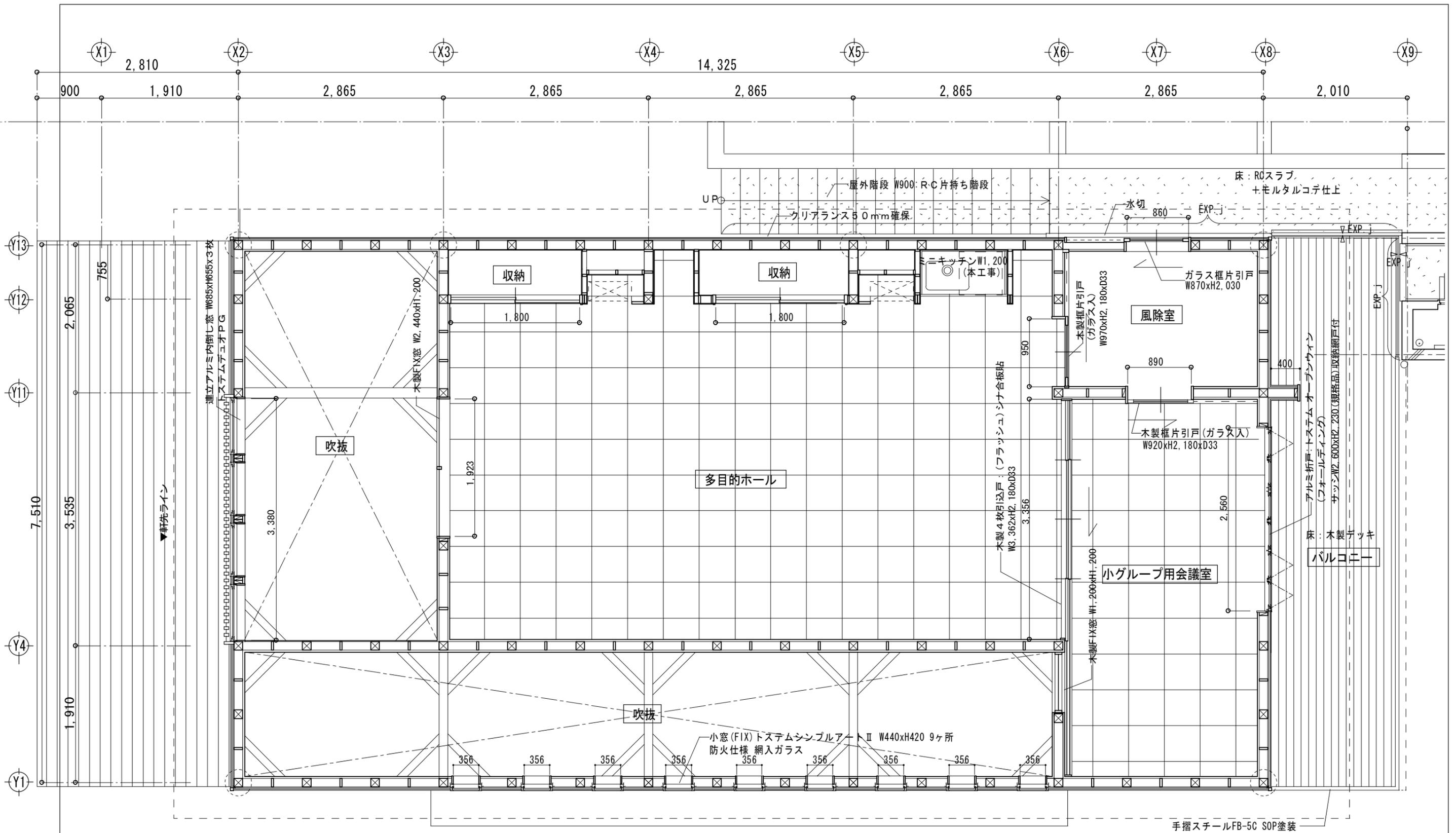


母屋 1階平面詳細図 S=1:50

ARCHIT-LINE Design Office
アーキライン デザインオフィス

project	東城市街地まちなか拠点施設新築工事
subject	母屋 1階平面詳細図

scale	1:50
date	2010.03.
No.	A-12

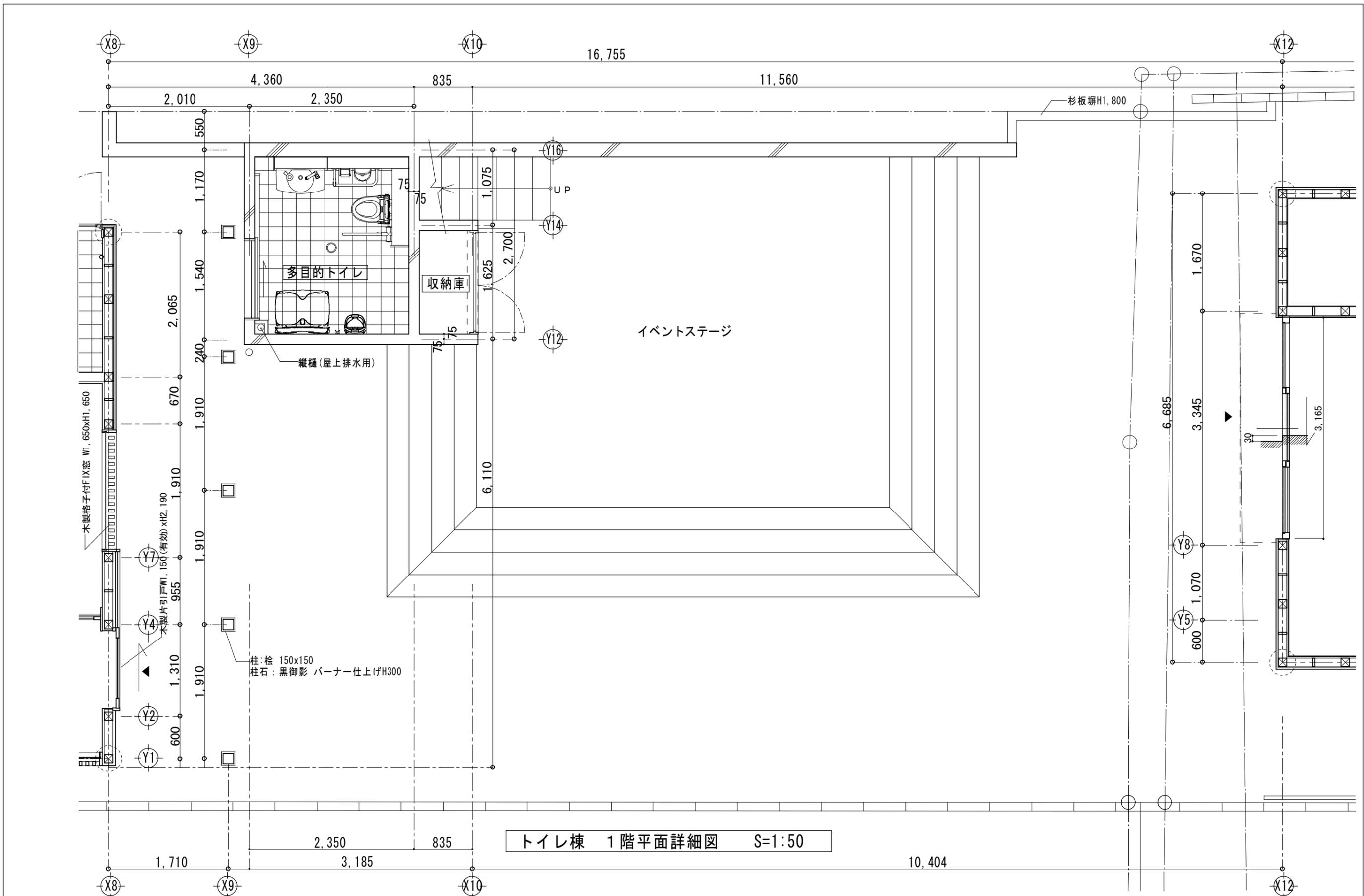


母屋 2階平面詳細図 S=1:50

ARCHIT-LINE Design Office
アーキライン デザインオフィス

project 東城市街地まちなか拠点施設新築工事
subject 母屋 2階平面詳細図

scale 1:50
date 2010.03.
No. A-13

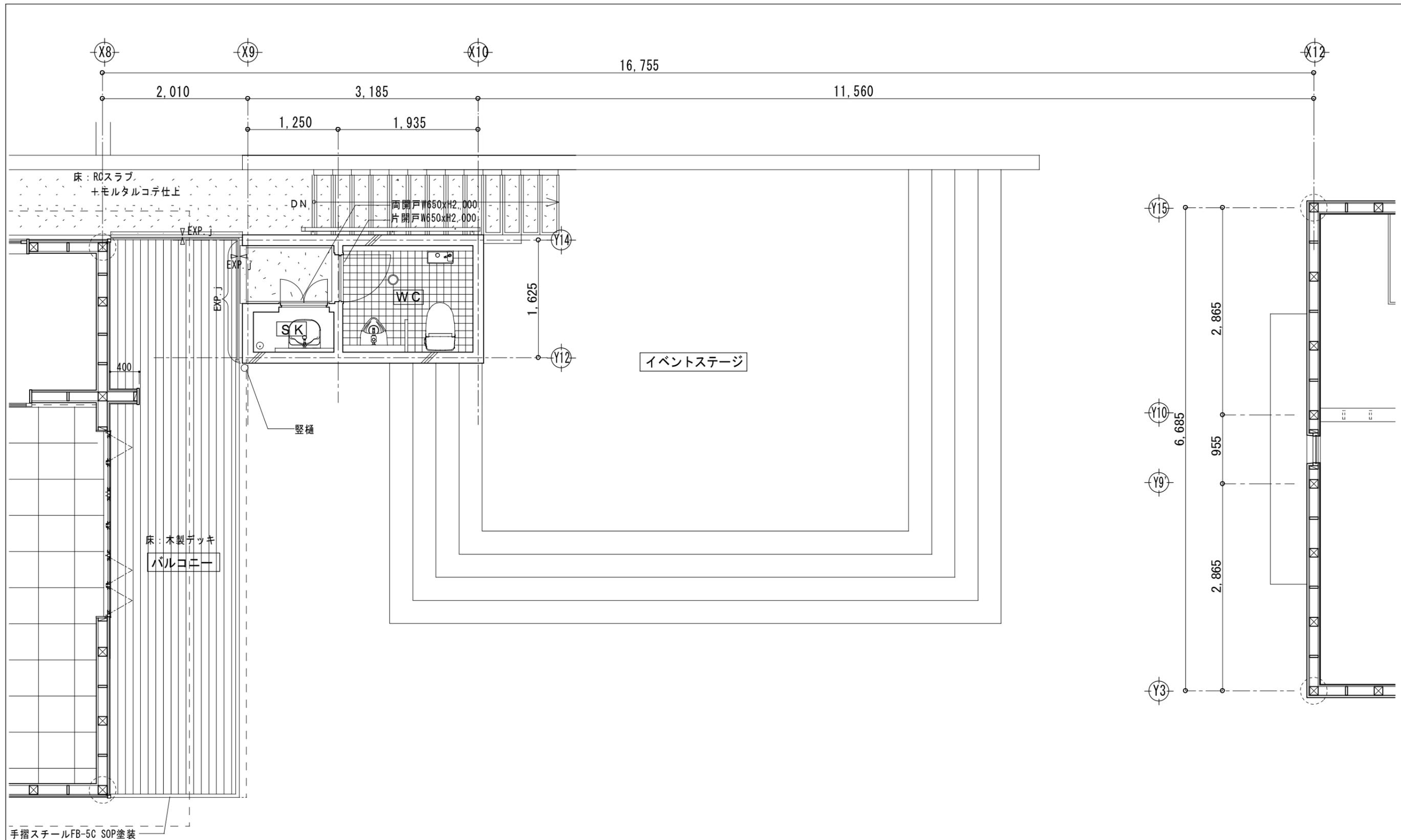


トイレ棟 1階平面詳細図 S=1:50

ARCHIT-LINE Design Office
アーキライン デザインオフィス

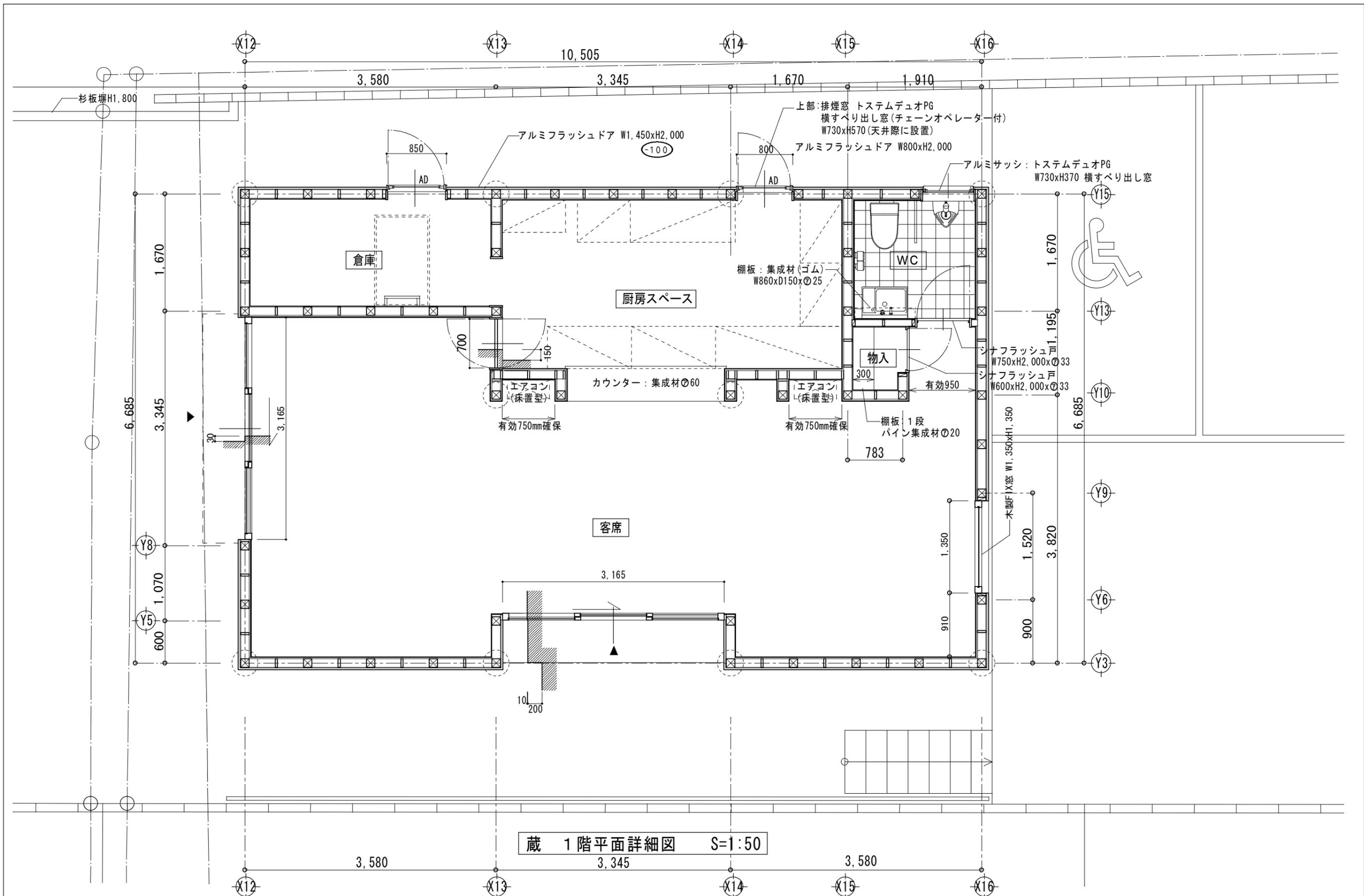
project 東城市街地まちなか拠点施設新築工事
subject トイレ棟 1階平面詳細図

scale 1:50
date 2010.03.
No. A-14

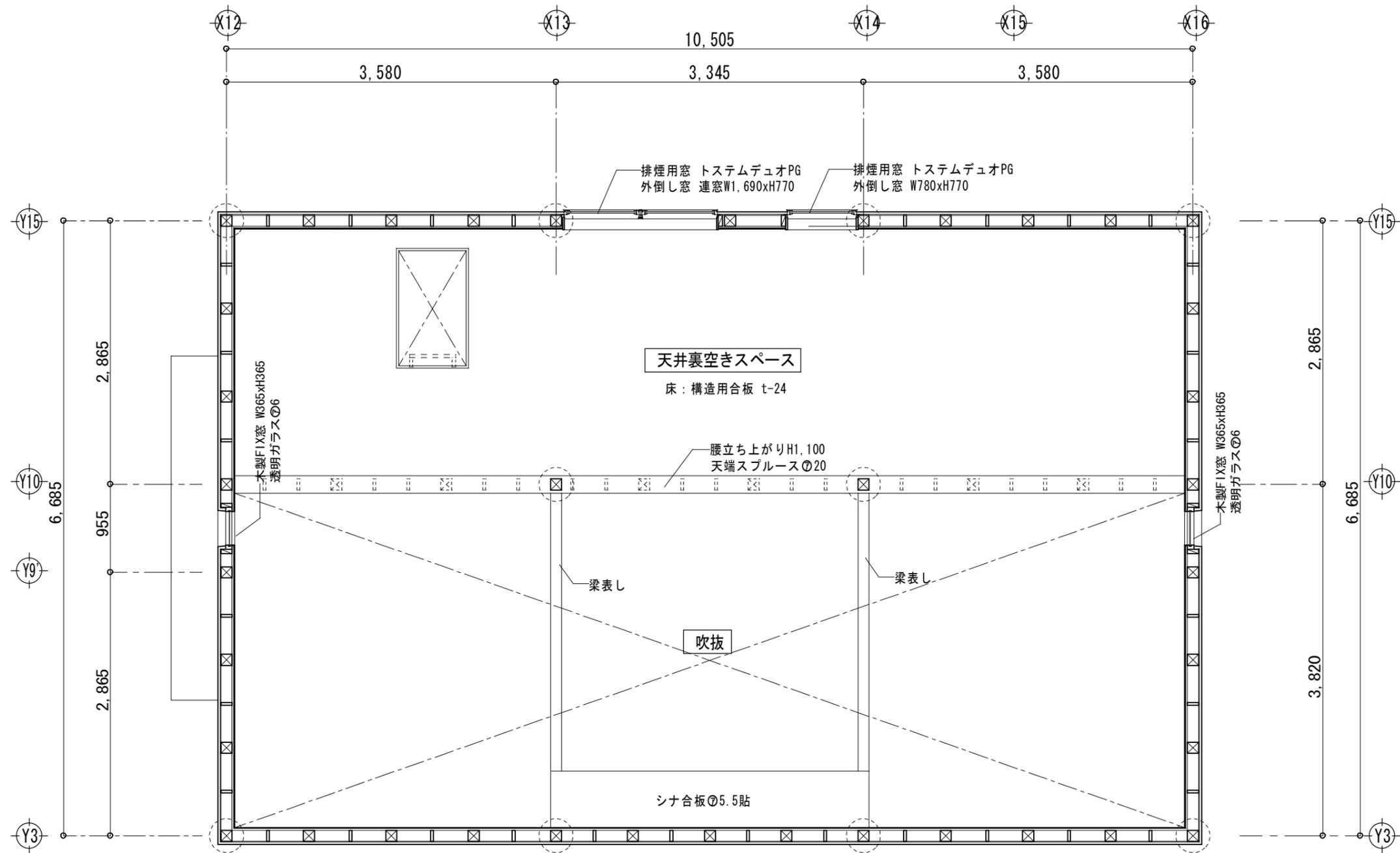


トイレ棟 2階平面詳細図 S=1:50

	ARCHIT-LINE Design Office アーキライン デザインオフィス	project	東城市街地まちなか拠点施設新築工事	scale	1:50	date	2010.03.
		subject	トイレ棟 2階平面詳細図			No.	A-15



蔵 1階平面詳細図 S=1:50



蔵 2階平面詳細図 S=1:50

庄原市東城まちなか交流施設「えびす」



主屋 正面



主屋 ギャラリースペース



主屋 インフォメーション



主屋 2階 多目的研修室



蔵